

# 新宿区文化芸術復興支援事業

## 募集要項

新宿区

令和3年4月30日

## 目次

|    |                 |        |
|----|-----------------|--------|
| 1  | 補助金の趣旨・目的       | - 2 -  |
| 2  | 補助対象事業          | - 2 -  |
| 3  | 補助対象経費          | - 2 -  |
| 4  | 補助対象者           | - 3 -  |
| 5  | 補助対象期間          | - 3 -  |
| 6  | 手続きの流れ          | - 4 -  |
| 7  | 交付申請            | - 5 -  |
| 8  | 審査              | - 7 -  |
| 9  | 請求と振込           | - 7 -  |
| 10 | 動画作品の制作         | - 8 -  |
| 11 | 動画作品の提出と配信      | - 8 -  |
| 12 | 実施報告            | - 9 -  |
| 13 | 精算              | - 10 - |
| 14 | 動画作品の権利関係、使用取扱い | - 10 - |
| 15 | 個人情報の取扱い        | - 11 - |
| 16 | 留意事項            | - 11 - |
| 17 | その他             | - 12 - |
| 18 | 問い合わせ先          | - 12 - |

## 1 補助金の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、文化芸術施設は密閉、密集、密接のいわゆる3密の状態になりやすいことから、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）により東京都の休業要請等の対象となり、その結果、一切の収益が断たれるなどの甚大な影響を受けています。

本事業は、新宿区文化芸術復興支援事業要綱に基づき、アーティスト等の活動の場である文化芸術施設における、映像配信の新たな取り組みを支援することで、文化芸術分野の更なる発展に寄与することを目的とします。

## 2 補助対象事業

新宿区（以下「区」という。）にある劇場、ライブハウス、博物館等の文化芸術施設において、アーティストの演奏や演技、展示資料の紹介や解説等を撮影し、その映像またはそれらを編集したものを制作する事業を補償対象とします。

※ 事業実施にあたっては、密閉、密集、密接の状態を避け、感染予防対策を講じるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意してください。

## 3 補助対象経費

補助対象事業の実施にかかる経費のうち、下記の内容が対象経費となります。

| 経費        | 内容   | 支援率  | 上限額  |
|-----------|--|------|------|
| 人件費       | 提出用動画制作に携わる出演者、スタッフ、編集・配信コンサルタント等の人件費<br>※人件費は一人につき10万円を上限とします。                | 9/10 | 50万円 |
| 機材等購入費    | カメラ、パソコン、集音用マイクロフォン、スイッチャー、モニター、キャプチャーボード、編集機器、配線用ケーブル類等の購入に係る費用               |      |      |
| 機材等賃借料    | カメラ、パソコン、集音用マイクロフォン、スイッチャー、モニター、キャプチャーボード、編集機器、配線用ケーブル類のほか動画制作のために必要な機材等のレンタル料 |      |      |
| 工事費       | Wi-Fi 環境の整備に係る費用   |      |      |
| 消耗品費      | ソフトウェアの導入等に係る費用  |      |      |
| 感染症対策品購入費 | サーモグラフィー、サーキュレーター、パーティション等動画制作のために必要な感染症対策品の購入に係る費用<br>※マスク、消毒液、手袋等消耗品は対象外です   |      |      |

#### 4 補助対象者

東京都の休業要請又は時間短縮営業の対象となった施設のうち、下記ア～ウいずれかの施設の設置者であって、以下①～③の全ての要件を満たす者

ア 劇場等 劇場、映画館、演芸場

イ ライブハウス 立ち見を中心とするコンサート会場や、ロックやジャズ等の演奏等を行うための専用スペースを備え、演奏等とともに飲食物を提供する施設

ウ 博物館 美術館、博物館等次のいずれかに該当する施設（国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理は除く。）

(ア) 登録博物館 博物館法第3条に掲げる「博物館が行う事業」を実施する施設として東京都教育委員会が登録した施設

(イ) 博物館相当施設 博物館法第29条により「博物館の事業に類する事業を実施する施設」として東京都教育委員会が指定した施設

(ウ) その他施設 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管及び展示して、年間100日以上開館し一般公衆の利用のために施設及び設備を公開する施設

(ウ)に該当する施設であっても、以下の施設は補助対象施設としません。

- a 専ら商品の展示販売を行っているもの（例：ギャラリー、アンテナショップ、展示即売会等）
- b 専ら商品又は自社製品の製作又は宣伝・販売促進を行っているもの（例：企業の工場、ショールーム等）
- c 専ら遊戯場又は遊園地であるもの（例：ゲームセンター、アミューズメントパーク等）
- d その他、補助対象外施設と区長が判断するもの

① 中小企業・小規模事業者、特定非営利活動法人、一般法人または公益法人であること。

② 住民税または事業税を滞納または分納していないこと。

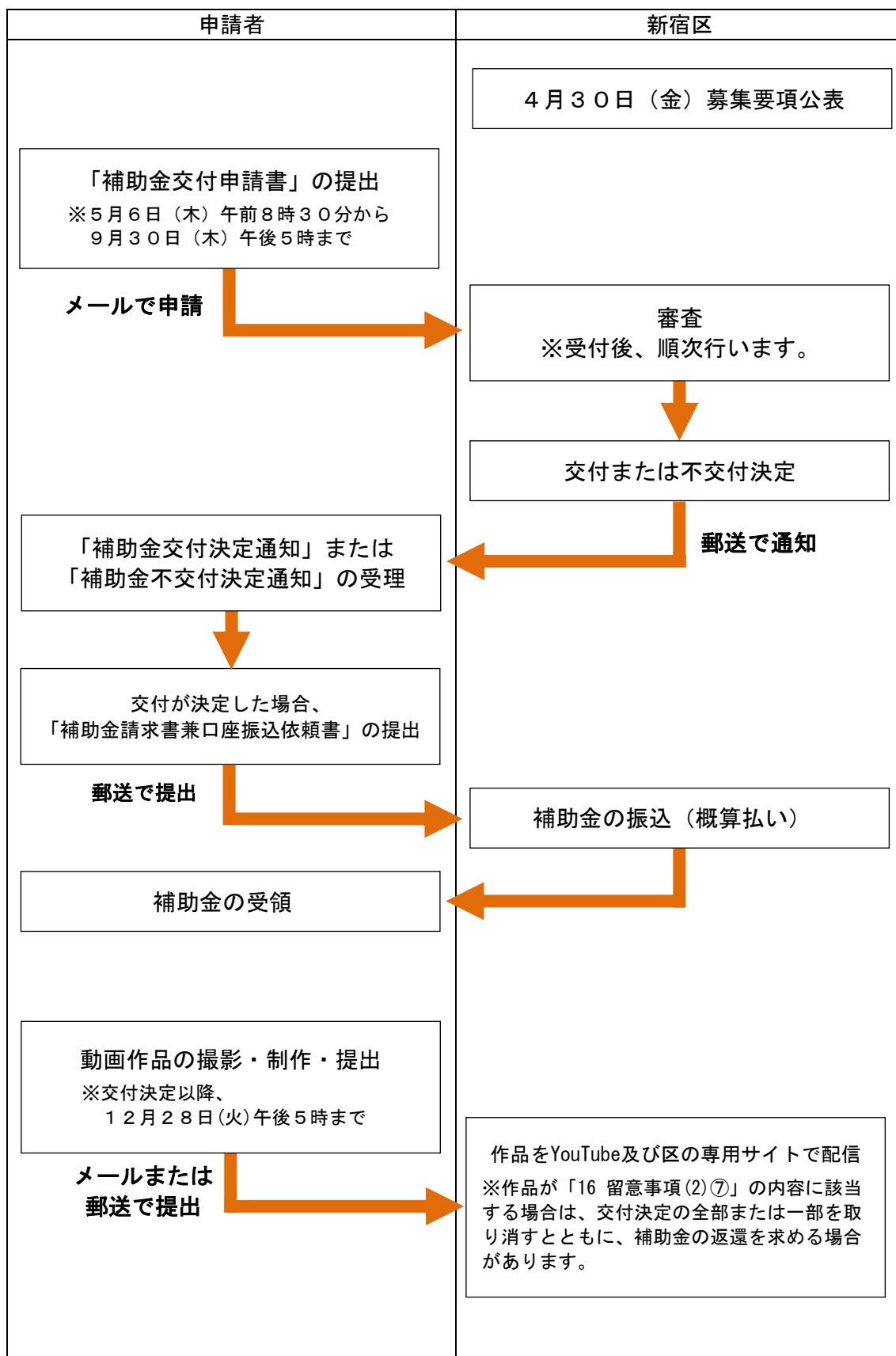
③ 代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が新宿区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

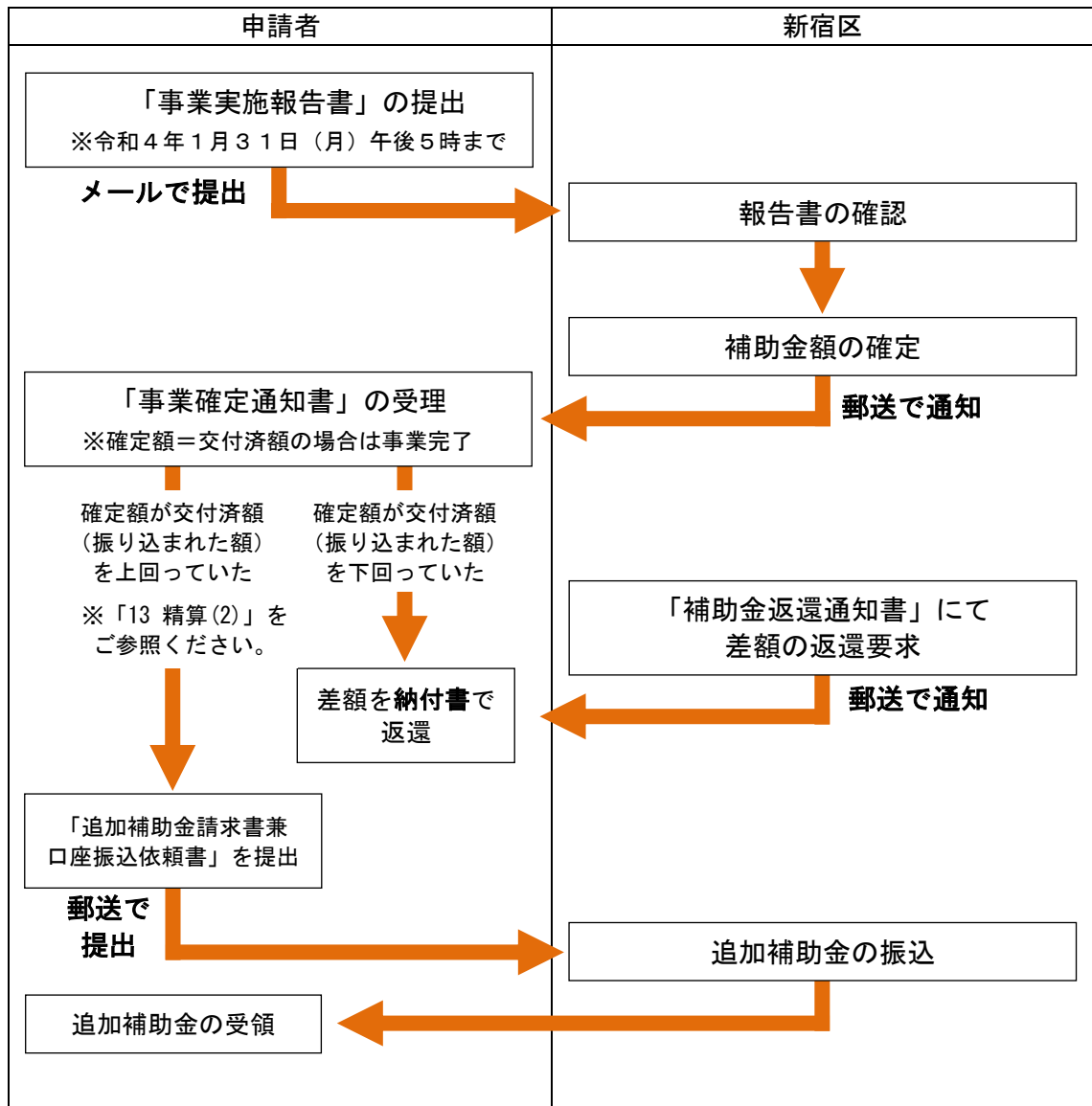
#### 5 補助対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年1月31日（月）に支出した、または支出を予定し、「3 補助対象経費」に該当する経費

※ 令和3年12月28日（火）までに事業を完了してください。

## 6 手続きの流れ





※ 令和3年4月1日（木）から申請までの間で、既に対象経費を支出している場合は、見積書の代わりに領収書を添付してください。

## 7 交付申請

### (1) 申請受付期間

令和3年5月6日（木）午前8時30分～令和3年9月30日（木）午後5時まで

※ 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

### (2) 申請書様式の入手方法

区のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

#### ●区ホームページ

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka\\_shien.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka_shien.html)

※ ダウンロードができない方は、「18 問い合わせ先」までご連絡ください。

(3) 提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）・誓約書（別紙）
- ② 事業計画書（様式第2号）  
：経費の内訳がわかる書類のコピー（見積書等）を添付
- ③ 対象施設概要書（様式第3号）
- ④ 興行等実績報告書（様式第4号）
- ⑤ 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第5号）
- ⑥ 本人確認書類  
：申請者のマイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート等のコピー
- ⑦ 申請者が施設の設置者であることがわかる書類  
：建物の登記事項証明書のコピー、賃貸借契約書のコピー等
- ⑧ （法人の場合）法人であること、資本金または出資金額、および従業員数が分かる書類  
：法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のコピー、法人税確定申告書のコピー、会社案内等
- ⑨ （個人事業主の場合）個人事業主であることがわかる書類  
：開業等届出書のコピー、確定申告書のコピー等
- ⑩ 直近年度の事業税の納税証明書  
※都税事務所で発行  
※非課税の場合：（法人）納税証明書必要  
（個人事業主）納税証明書不要
- ⑪ 住民税の納税証明書  
※法人の場合は代表者のもの  
※住所地の区役所等で発行  
※納付期日までの納付が確認できるものが必要  
※非課税の場合は非課税証明書が必要

| 申請月 | 普通徴収の方                              | 特別徴収の方                              |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 5月  | 令和2年度分<br>(令和2年度第4期までの納付が確認できるもの)   | 令和2年度分<br>(令和2年度最新の納期までの納付が確認できるもの) |
| 6月  |                                     |                                     |
| 7月  |                                     |                                     |
| 8月  | 令和3年度分<br>(令和3年度最新の納期までの納付が確認できるもの) | 令和3年度分<br>(令和3年度最新の納期までの納付が確認できるもの) |
| 9月  |                                     |                                     |

#### (4) 提出方法

メールにてご提出ください。

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口での受付はいたしません。**

提出先：bunka-shien@city.shinjuku.lg.jp

※ 令和3年9月30日（木）午後5時までに、送信を完了してください。

※ メールタイトルは「【〇〇〇】文化芸術復興支援事業の申請」としてください。

〇〇〇には施設名を記載してください。

※ 区のメールの受信容量の上限は3.5MBになります。3.5MBを超える場合は、複数通に分けてメールを送付してください。

※ 申請メールを受信したときは、翌営業日までに受領した旨をメールにて、ご連絡します。確認メールが届かない場合は「18 問い合わせ先」までご連絡ください。

#### (5) 申請にあたっての注意事項

① 提出にあたっては、必ず「提出にあたってのチェックリスト」にて不備や不足資料がないか確認してください。

② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。

③ 申請者は、施設の設置者に限ります。

④ 1施設につき、申請できるのは1回です。

※ 施設を複数の個人や法人で設置している場合は、共同設置者間で協議のうえ代表申請者を決定し、申請を行ってください。

※令和2年度に補助金の交付を受けた施設は対象外です。

## 8 審査

申請書類を受領した後、区で審査を行います。

(1) 補助金の交付に適切な事業であるかを確認します。

(2) 審査にあたっては、専門家に申請書類の確認を依頼する場合があります。

(3) 審査の結果、交付決定をしないことや交付申請額から減額して交付決定することがあります。また、申請書類に虚偽の内容があった場合は、補助金の返還を求める場合があります（「16 留意事項（2）」を参照）。

## 9 請求と振込

区で申請書類の審査を行った後、補助金（概算額）の交付が適切と認められた場合、「補助金交付決定通知書（様式第6号）」を送付します。通知書を受け取った後、通知書に記載の期日までに、以下の書類を郵送で提出してください。

提出書類： 補助金請求書兼口座振込依頼書（様式第8号）



振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかる箇所）

提出先： 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区文化観光産業部文化観光課

文化芸術復興支援事業 担当

※ 「補助金交付決定通知書」はメールで送付します。

※ **補助金の振り込みは「補助金請求書兼口座振込依頼書」が提出された後**になります。

「補助金交付決定通知書」が届きましたら、すみやかに「補助金請求書兼口座振込依頼書」の提出をお願いします。

※ 封筒の表裏に、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※ 必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

## 10 動画作品の制作

申請者は、施設において制作した動画を、一作品以上、提出してください。

（1）動画制作に携わる者は、次のいずれかに該当する者とします。

音楽家、俳優、舞踊・舞踏家、美術家、カメラマン、伝統芸能実演家、演出家、脚本家、舞台監督、照明家、音響家、舞台美術家、制作者、キュレーター、メイクアップアーティスト、舞台衣装家、その他アートワーク、クリエイションに関わる者。

（2）動画作品の内容は、次の①～④までの要件をすべて満たすものとします。

① 個人又はグループが創作し、今回新たに撮影するもの

② 5分以上であること

③ 新宿フィールドミュージアムが提供するロゴが表示されていること

④ 主な内容が施設や出演者の活動の宣伝・告知ではないもの

（3）動画作品中では、施設や出演者の宣伝・クレジットタイトルの表示をすることができます。

（4）新宿フィールドミュージアムが提供するロゴは、「補助金交付決定通知書」を送付したメールに添付されている画像を使用してください。

※ 表示のタイミングや時間の長さは問いませんが、ロゴの中の文字が読み取れる大きさを表示してください。

（5）作品の制作に当たってはオンラインを活用するなど、できる限り「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてください。

（6）動画作品を動画共有サービス「YouTube」で配信するため、次のいずれかのファイル形式で制作してください。

. MOV, . MPEG4, . MP4, . AVI, . WMV, . MPEGPS, . FLV, 3GPP, WebM, DNxHR, ProRes, CineForm, HEVC (h265)

## 11 動画作品の提出と配信

（1）制作した動画は、以下のいずれかの方法で提出してください。提出の際は、「補助金交付決定通知書」を送付したメールに添付されている「動画作品提出書」を

添付してください。

- ① 大容量ファイル転送システムを利用してファイルのURLを送付

提出先：bunka-shien@city.shinjuku.lg.jp

※ 令和3年12月28日(火)午後5時までに、送信を完了してください。

※ メールタイトルは「【〇〇〇】文化芸術復興支援事業の動画提出」としてください。

〇〇〇には施設名を記載してください。

※ 提出メールを受信したときは、翌営業日までに受領した旨をメールにて、ご連絡します。確認メールが届かない場合は「18 問い合わせ先」までご連絡ください。

- ② DVDまたはBlu-ray等のメディアを正副2セット郵送

提出先：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区文化観光産業部文化観光課

文化芸術復興支援事業 担当

※ 令和3年12月28日(火)消印有効

※ 封筒の表裏に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

(2) 提出された動画は、区の「YouTube」チャンネルで公開し、区の専用ウェブサイトで紹介します。公開した際は、その旨をメールにてご連絡します。

(3) 施設や出演者のウェブサイトやSNSをお持ちの場合は、区の専用ウェブサイトへのリンクを設定してください。

## 12 実施報告

動画作品の提出後、すみやかに以下の書類を提出してください。

- (1) 提出書類

① 事業実施報告書(様式第11号)

② 領収書の写し

③ 事業実施の概要がわかる資料(事業の実施状況を撮影した写真等)

- (2) 実施報告提出期限

令和4年1月31日(月)午後5時

- (3) 報告様式の入手方法

区のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

●区ホームページ

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka\\_shien.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kanko/bunka_shien.html)

※ ダウンロードできない場合は、交付決定通知メールに添付する様式をご利用ください。

- (4) 提出方法

メールにてご提出ください。

提出先 : bunka-shien@city.shinjuku.lg.jp

- ※ 令和4年1月31日（月）午後5時までに送信を完了してください。
- ※ メールタイトルは「【〇〇〇】文化芸術復興支援事業の実施報告」と記載してください。〇〇〇には施設名を記載してください。
- ※ 区のメールの受信容量の上限は3.5MBになります。3.5MBを超える場合は、複数通に分けてメールを送付してください。
- ※ 報告メールを受信したときは、翌営業日までに受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は「18 問い合わせ先」までご連絡ください。

### 13 精算

事業報告の内容を区で確認の上、補助金額を確定し「事業確定通知書（様式第 12 号）」を送付いたします。

#### （1）区への返還が生じた場合

実施報告の確認の結果、「事業確定通知書」の確定額が交付済額（すでに振り込まれている額）を下回った場合、差額を返還していただきます。区から送付される納付書にて、指定の期日までに返還をお願いします。

#### （2）区からの追加交付が生じた場合

実施報告の確認の結果、「事業確定通知書」の確定額が交付済額（すでに振り込まれている額）を上回った場合、上限額を50万円として、差額を追加で交付します。

「事業確定通知書」が届きましたら、速やかに「追加補助金請求書兼口座振込依頼書（様式第 13 号）」を郵送で提出してください。

提出先 : 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区文化観光産業部文化観光課

文化芸術復興支援事業 担当

※ 「事業確定通知書」は、メールにて送付します。

### 14 動画作品の権利関係、使用取扱い

- （1）動画作品の著作権は、全て申請者に帰属するものとします。ただし、区は本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、動画作品を、無償かつ通知を要せずにご利用できるものとします。なお、区の利用に当たり、申請者は著作権人格権を行使しないものとします。
- （2）動画作品には、配信環境などの技術的制約により、作品内容を損なわない範囲内において、区は解像度その他に補正を加えることができます。
- （3）配信した作品の制作者の名称等の情報は、区において本事業の広報等に利用する場合があります。
- （4）動画作品の著作権等権利関係については、申請者が対応するものとします。

- (5) 動画作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、申請者の責任と負担で解決するものとし、区は一切の責任を負いません。
- (6) 申請者は、動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを遵守してください。
- (7) 申請者より提出された動画作品は、返却しません。

## 15 個人情報の取扱い

提出された申請者の個人情報は、区長が行う個人情報保護事務に関する例規に則り、適切に管理します。

## 16 留意事項

- (1) 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認を行う場合があります。
- (2) 申請者が以下に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、補助金の返還を求める場合があります。
  - ① 補助対象の施設が補助事業完了前に区外に移転したとき。
  - ② 補助対象の施設が補助金交付前に閉鎖したとき。
  - ③ 令和3年12月28日までに事業を完了する見込みがなくなったとき。
  - ④ 申請者が補助対象者に該当しないことがわかったとき。
  - ⑤ 申請者が同一施設において複数回、補助金の申請をしていたことがわかったとき。
  - ⑥ 事業によって取得した財産を、区の承認なしに処分したとき（当財産の耐用年数を勘案し、相当の期間を経過した場合を除く）。
  - ⑦ 補助事業が以下の内容に該当したとき。
    - ア 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。
    - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
    - エ 他人の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害すること。
    - オ 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とすること。
    - カ 寄付やその勧誘を主な目的とすること。
    - キ 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチなど公序良俗に反するもの。
  - ⑧ 虚偽の申告その他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
  - ⑨ 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反したとき。
  - ⑩ 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と区長が認めるとき。
- (3) 申請後、事業計画に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は「事業計画

変更申請書（様式第9号）」を提出してください。

※ 内容に変更がなく、金額のみ変更となった場合は提出不要です。

(4) 申請者は、本事業によって取得した財産を、区長の承認なしに処分することはできません。処分しようとする場合は「取得財産の処分申請書（様式第16号）」を提出してください。

※ 当財産の耐用年数を勘案し、相当の期間を経過した場合を除きます。

(5) 申請者から区へ送金を行う際の振込手数料は、申請者が負担してください。

(6) 返還金が発生した際に、区が定める期日までに納入を行わない場合は、延滞金を徴収する場合があります。

(7) 区からの連絡は、原則、メールにて行います。

(8) 本補助金にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

## 17 その他

本要項に定めがあるものを除くほか、必要がある事項は、別に定めます。

## 18 問い合わせ先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

新宿区文化観光産業部文化観光課

文化芸術復興支援事業 担当

メール：bunka-shien@city.shinjuku.lg.jp

電話：03-5273-4069（平日午前9時～午後5時）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。メールまたは電話にてお問い合わせください。